



農地・農業用施設災害復旧事業



令和7年4月
小矢部市役所 農林課

採択事業フロー

どの事業が該当するのでしょうか？

農地・農業用施設が被災

「農地」とは田・畑、「農業用施設」とは農道・水路・ため池等です。

被災時の雨量は、24時間で80mm以上
または
1時間で20mm以上でしたか？

雨量は、市役所農林課におたずねください。

はい

いいえ

復旧事業費は、40万円以上ですか？

参考例・・・田・畑の被災延長(崩れた長さ) 約10m以上が目安です。
(事業費については、農林課におたずねください。)

はい

いいえ

① 国庫補助災害復旧事業

③ 市単独災害復旧事業

復旧事業費は、40万円以上ですか？

参考例・・・田・畑の被災延長(崩れた長さ) 約10m以上が目安です。
事業費については、農林課におたずねください。

はい

いいえ

② 県単独災害復旧事業

④ 市単独土地改良事業

※このフローは、降雨による災害を対象として作成しています。

災害は、降雨以外に暴風・洪水・地震・雪害・融雪害・干害・地すべり・落
異常な天然現象により生じたものも対象としています。

詳細については、農林課におたずねください。

① 国庫補助災害復旧事業

国庫補助採択雨量 ○ - 復旧事業費40万円以上 ○

事業主体：市

負担区分：	対象物	国	市	地元
	農地	50%	15%	35%
	農業用施設	65%	10%	25%

- ・ 災害発生件数等により、国の補助率が上がることがあります。その場合、国の補助率が上がった分だけ、地元の負担率が下がります。
- ・ 農地災害は、水張り面まで崩れないと（畔の崩落など）採択されません。また、法面崩落だけでは採択されません。
- ・ 工法等は、国の査定により決定されます。被災者が選ぶことはできません。

② 県単独災害復旧事業

国庫補助採択雨量 × - 復旧事業費40万円以上 ○

事業主体：農地＝市 農業用施設＝土地改良区

負担区分：	対象物	県	市	地元
	農地（中山間地）	1/3	1/3	1/3
農業用施設	一般地	40%	20%	40%
	中山間地	50%	20%	30%

- ・ 農地災害に限り、雨量が24時間で40mm以上でないと、採択されません。
- ・ 中山間地は子撫、宮島、南谷、殖生、北蟹谷地区です。詳しくは問合せ下さい。
- ・ 水張り面まで崩れていること、工法を選べないことは、国庫補助災害復旧事業と同様です。
- ・ 農業用施設災害は、突発的自然要因（パイプライン破裂など）が採択条件です。

③ 市単独災害復旧事業

国庫補助採択雨量 ○ - 復旧事業費40万円以上 ×

事業主体：自治会、土地改良区等

負担区分：	通 常		
	対象物	市	地元
農地	一般地	40%	60%
	中山間地	50%	50%
農業用施設	一般地	60%	40%
	中山間地	70%	30%

激甚：一般地のみ適用		
対象物	市	地元
農地	50%	50%
農業用施設	65%	35%

- ・ 復旧事業費10万円以上が対象となります。
- ・ 中山間地は子撫、宮島、南谷、殖生、北蟹谷地区です。詳しくは問合せ下さい。
- ・ 激甚災害の適用については、国が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（通称「激甚法」という。）に基づき、本市に対して財政援助等の特別措置が講じられる見込みがある場合です。

④ 市単独土地改良事業

国庫補助採択雨量 × - 復旧事業費40万円以上 ×

事業主体：自治会、土地改良区等

負担区分：	対象物	市	地元
	農地	20%	80%
	農業用施設	40%	60%

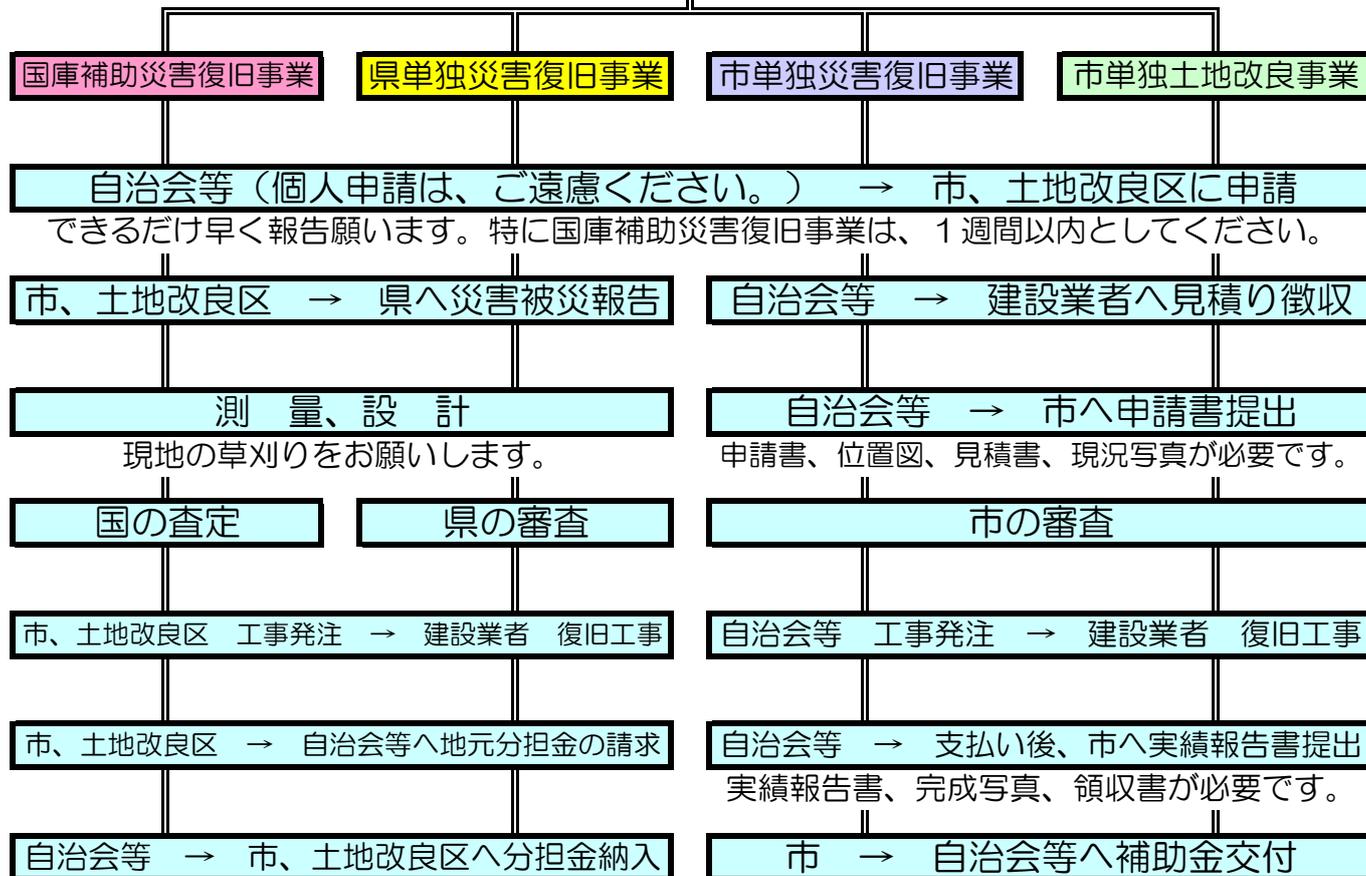
- ・ 復旧事業費10万円以上が対象となります。
- ・ 復旧事業費が40万円以上であっても、緊急を要する場合等は採択可能です。

※ 説明書きは、基本事項のみとしています。

詳細については、農林課に確認願います。

被災から工事完成までの流れ

農地・農業用施設が被災



災害発生時の連絡先

機関名	住所	TEL	FAX
		mail	
小矢部市役所農林課 (小矢部市役所4階)	〒932-8611 小. 本町1番1号	67-1760	67-5009
小矢部市土地改良区 (小矢部市農村環境改善センター内)	〒932-0821 小. 鷲島38番地1	67-5551	67-5552



鳥獣災害復旧事業

事業採択条件

- 鳥獣（イノシシなど）による農地・農業用施設に対する被害が認められるもの
- 通年管理体制が図られている農地・農業用施設

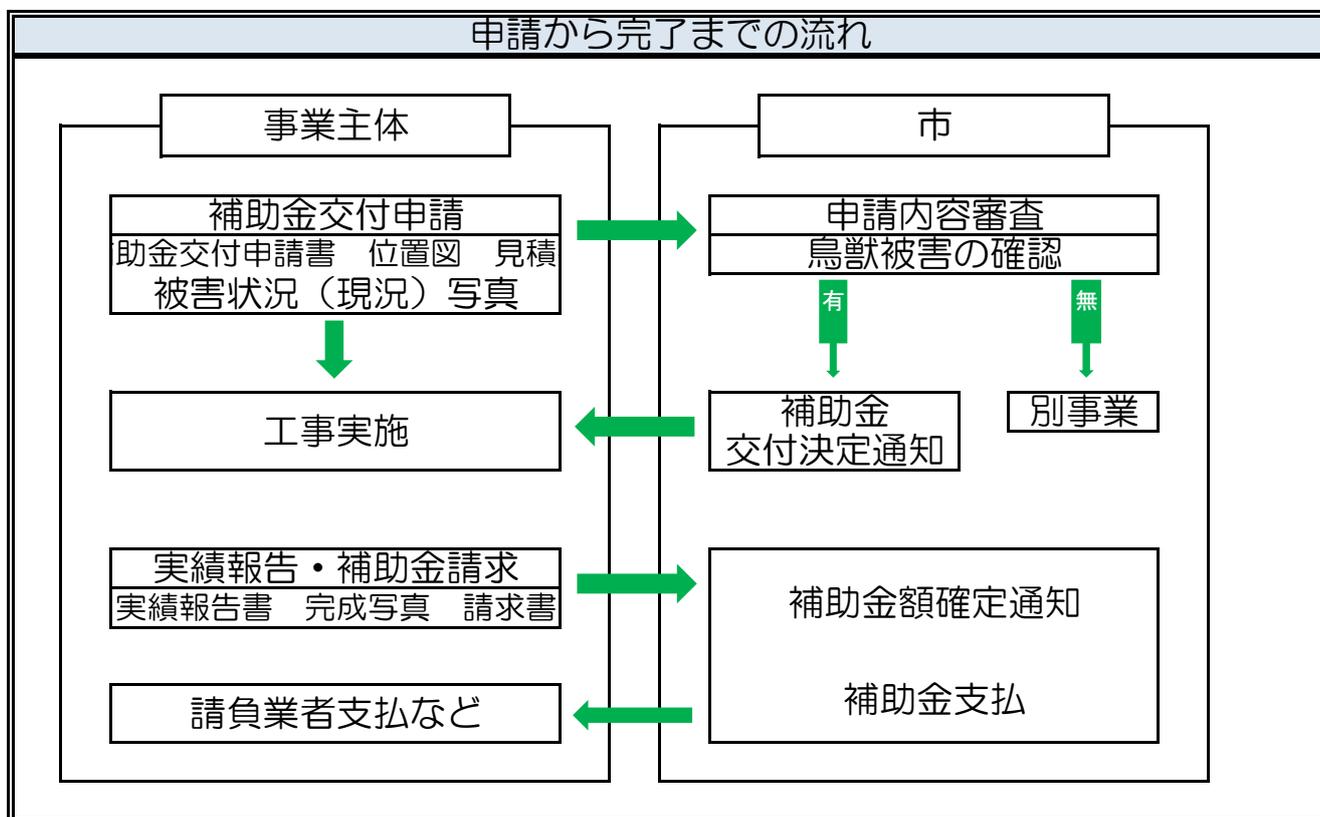
事業主体

農地改良区、農業協同組合、生産組合、営農組合、施設管理団体、自治会、その他市長が認めた団体（複数人協同施工など）

補助率

農地	50%以内
農業用施設	70%以内

申請から完了までの流れ



その他

- 工事の実施は、業者発注・直営施工のどちらも対象となります。
- 事業費が概ね100万円以下の申請を対象とします。
- 事業費が10万円未満の申請は対象外です。
- 事業費は消費税を含みます。
- 補助金の上限は40万円です。
- 補助金は千円未満切捨てです。

※詳細については農林課へ確認願います。